

東京空港事務所からのお知らせ



東京国際空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域を障害物がない状態にしておく必要があり、上図の区域にて制限表面（高さ制限）を設けています。

（航空法第49条）

対象区域では、原則として制限表面を超えた物件等設置を行う事は出来ませんので、以下の URL で**制限高のご確認**をお願いします。

また、制限高に近接する物件等についても、航空機の運航への支障の有無及び航空障害灯の設置要否を判断する必要がありますので、物件設置を予定しておりましたら、**計画段階のうちに下記問い合わせ先までご連絡ください。**

なお、物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電信柱・工事用クレーン、或いは上空に浮揚するアドバルーンやドローン等も該当しますので、ご留意下さい。

内容にご不明な点等がございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

【羽田空港高さ制限回答システム】※「[羽田空港](#) [高さ制限](#)」で検索してください。

URL : <https://secure.kix-ap.ne.jp/haneda-airport/>

■問い合わせ先

国土交通省 東京航空局 東京空港事務所 空港振興課

E-mail: cab-rjtt-kushin2@gxb.mlit.go.jp TEL 03-5757-3002(平日 9:30～12:00 及び 13:00～17:00)